

海老名市電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海老名市が行う電子入札（かながわ電子入札システムを使用し実施する入札をいう。以下同じ）の実施について、海老名市契約規則（平成15年規則第20号）に基づき、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の適格者)

第2条 電子入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 海老名市の入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) かながわ電子入札共同システムで利用できるICカード（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）に基づく電子証明書をいう。以下同じ。）を取得している者
- (3) かながわ電子入札共同システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）において、ICカードの利用者登録をした者

(競争参加資格確認申請)

第3条 電子入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を入札公告で指定する提出締切日時までに、電子入札システムにより提出するものとする。この場合における提出日時は、電子入札システムのサーバに記録された時点とする。

(入札参加資格の確認)

第4条 入札主管課長（入札を主管する課等の長をいう。以下同じ。）は、前条の申請を受領したときは、入札参加資格を確認し、結果を通知する。

(入札書の提出)

第5条 入札参加者は、入札公告で指定する提出期間内に、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。この場合における提出日時は、電子入札システムのサーバに記録された時点とする。

(紙入札方式による入札)

第6条 入札主管課長は、入札者又は入札の参加を希望する者が、競争参加資格確認申請時又は入札書提出時において、次のいずれかに該当する場合は、紙入札方式による入札を認めるものとする。ただし、(ウ)については、入札書提出の日において、システムによるICカードの利用者登録を行っていない場合は承諾を取り消すものとする。

(ア) ICカードの破損、閉塞、失効等によりICカードの再発行手続き中である場合

(イ) 所有しているICカードが、システム障害等の理由により使用できない場合

(ウ) ICカード発行手続き中である場合。

(エ) その他、明らかに電子入札書によることが困難であると認められる場合

2 前項の場合において、紙入札方式による参加をしようとする者は、「紙入札方式参加承諾願（様式1）」を、入札公告で指定する日時までに提出しなければならない。ただし、競争参加資格確認申請を電子入札システムで実施し、入札書の提出を紙入札方式とすることを希望する者は、入札書提出締切日時までに紙入札書とあわせて入札執行者に提出し、承諾を受けなければならない。

3 入札主管課長は、第1項に掲げる基準に該当している場合に承諾するものとする。ただし、前項ただし書きに該当する場合においては、入札書の受領確認により、紙入札方式による参加を承諾したものとする。

4 入札執行者は、紙入札書を厳重に保管するものとし、開札日時まで開封してはならない。

（入札の辞退等）

第8条 入札を辞退する場合は、入札書提出締切日時までに電子入札にあつては電子入札システムで、紙入札にあつては書面で辞退届を提出しなければならない。

2 辞退届は、撤回することはできない。

3 入札参加者が入札書提出締切日時までに入札書又は辞退届を提出しなかった場合は、当該入札参加者は、入札書の未着（無断欠席の扱い）として取り扱うものとする。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けない。

（入札書を提出した後の資格喪失）

第9条 電子入札書又は紙入札書を提出した後に、当該案件の入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに申し出なければならない。

（開札）

第10条 入札主管課長は、紙入札書の提出がある場合は、入札書提出締切後に紙入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録するものとする。

（無効となる入札）

第11条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) ICカード登録内容が、事実と異なる場合。ただし、やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

(2) 他人名義のICカードを使用して入札を行った場合

(3) 電子入札システムの不正利用及び電子証明書を不正に使用した場合

(4) 紙入札書において、次のいずれかに該当する場合

(ア) 入札者等の記名押印がないもの

- (イ) 金額を訂正しているもの
 - (ウ) 誤字・脱字等により、意思表示が不明瞭なもの
 - (エ) 案件名の記載がないもの
 - (オ) その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札書

(電子くじによる落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、システムによるくじ引きを実施して落札者を決定する。

2 入札主管課長は、紙入札書に電子くじ用の数字が記入されていない場合は、「001」を電子入札システムに入力する。

(電子入札システム等の障害時の対応)

第13条 電子入札システムに障害、天災、広域的・地域的停電、通信障害によるネットワーク障害又はその他やむを得ない状況により、全て又は一部の入札参加者が電子入札システムを利用できなくなった場合において、障害の復旧又は状況の改善が見込まれる場合は、日程の変更を行い、障害復旧又は改善の見込みが立たない場合は、紙入札に変更するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

《平成19年3月23日制定》

《平成19年7月12日一部改正》

《平成22年4月1日一部改正》

《平成24年4月1日一部改正》

(様式1)

紙入札方式参加承諾願

年 月 日

海老名市長 殿

住所
商号又は名称
認定番号
代表者（受任者）職・氏名
担当者氏名
連絡先

次の案件について、電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札方式による手続を承諾願います。

1 案件

・契約番号：

・案件名称：

2 開札実施日時： 年 月 日

3 電子入札システムによる参加ができない理由

- ICカードの破損、閉塞、失効等により再発行手続き中であるため
- 所有しているICカードが、システム障害等の理由により使用できないため
- 新規にICカード発行手続き中であるため
- その他やむを得ない理由のため

理由：

添付書類：ICカードの写し 又は 発行の手続き中であることを確認できる書類
(申請書の写し等)

なお、新規発行の手続き中である場合は、入札書提出までに、「ICカード」及び「利用者登録」の完了が確認できる書類（画面ハードコピー、登録確認のメール等）の写しを提出するものとし、提出がない場合は紙入札を承諾しない。

(様式2)

紙入札方式参加承諾書

年 月 日

商号又は名称

認定番号

代表者（受任者）

様

海老名市長

年 月 日付けで提出のあった次の案件に係る紙入札方式承諾願については、これを承諾します。

1 契約番号

2 案件名称

3 入札実施日時（紙入札書提出締切日時）

次の日時までに紙入札書を契約検査課に提出してください。

提出締切日時： 年 月 日 時 分 必着

※紙入札書は、封筒に入れて提出。糊付け箇所に封緘印を押印。

※封筒表面の記載事項（赤字）

赤字で「入札書在中」、契約番号、案件名称、開札日

※封筒裏面の記載事項

所在地、認定番号、商号名称

★★ 紙入札書の提出について ★★

※ 紙入札書は、封筒に入れて提出。糊付け箇所に封緘印を押印。

※ 封筒表面の記載事項（赤字）

赤字で「入札書在中」、契約番号、案件名称、開札日

※ 封筒裏面の記載事項

所在地、認定番号、商号名称

提出締切日時までに、契約検査課に必着

入札書記載事項に誤りがある場合は、無効とします。

- ・ 入札説明書及び仕様書等に示す入札条件に違反した入札書
- ・ 紙入札書において、次に掲げる不備があった場合
 - ア 入札者等所要事項の記載、押印がないもの
 - イ 金額を訂正したものあるいは金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 入札通知に示した案件名の記載がないもの
 - オ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- ・ その他入札に関する条件に違反した入札書

※ 入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記載して提出してください。

※ 提出された入札書は、開札担当職員が開札時に開封し、電子入札システムに登録します。

「紙入札方式参加承諾願」提出後は、落札者が決定するまで当該案件に関する電子入札システムの操作を一切行わないでください。

入札書

年 月 日

海老名市長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

認定番号

海老名市契約規則を堅く守り、次の金額で入札します。

件名												
金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

※くじ番号（3桁）

--	--	--

- (注) 1 金額は、消費税及び地方消費税を除いた額を記入してください。
2 金額は、1つの枠に1字ずつ、アラビア数字で記入してください。
金額の訂正したものは、無効とします。
3 くじ番号も記載してください。